「パートナーシップ構築宣言」

当組合は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・ 共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的 に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける(「Tier N」から「Tier N+1」へ)ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP(事業継続計画)策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

a. 企業間の連携

外部専門家や提携企業と連携し、お取引先が抱える様々な課題の解決に取り組みます。事業承継に関しては、独立行政法人中小企業基盤整備機構、千葉県事業承継・引継ぎ支援センター等外部支援機関との連携により伴走して取り組みます。

b. 専門人材マッチング

取引先事業者が抱える人材面の課題に対し、「千葉県副業人材マッチング支援事業」等をとおしてマッチングを支援します。

c. 健康経営に関する取組

健康経営の実践とともにその普及に努めます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行(下請中小企業振興法に基づく「振興 基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の 是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と 少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下 請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。そ の際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切 にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を 伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者 に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り 取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

当組合では、「金融を通じて地域社会に奉仕する」という経営理念のもと、持続可能な社会の実現に向け、地域の社会・経済・環境等の諸課題の解決に取り組むなど、協同組織金融機関としての使命を果たしてまいります。

君津信用組合	理事長 平野 文彦	

2025年7月1日